

御殿場市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、御殿場市議會議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 政務活動費の交付対象は、御殿場市議会における会派（所属議員が1人の場合も会派とみなす。以下「会派」という。）とする。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費の交付額は、4月1日における会派の所属議員数に年額20万円を乗じて得た額とする。

- 2 政務活動費は、年度分を一括交付する。
- 3 議会の解散又は議員の任期満了に伴う改選があった場合は、任期開始の日における会派の所属議員数に、第8条第2項に規定する返還額の合計額を改選後の議員数で除した額を乗じて得た額を、政務活動費として交付することができる。この場合において、政務活動費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 交付額の算定の基礎となった議員（以下「算定基礎の議員」という。）が所属会派を異動した場合は、新たな会派に、次条第1号に規定する残余調査額を政務活動費として交付することができる。

(所属議員の異動等に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、算定基礎の議員に異動又は解散があった場合において、交付を受けた政務活動費の総額から異動が生じた日までに支出した総額を控除して残余の額があるときは、次のとおり調整するものとする。

- (1) 算定基礎の議員が辞職、失職、除名、死亡若しくは会派を異動した場合は、残余の額を算定基礎の議員数で除した額（以下「残余調整額」という。）に異動のあった議員数を乗じて得た額を返還するものとする。この場合において、残余調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、会派が解散した場合は、残余の額を返還するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等の市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。
(収支報告書)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出についての政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）に、支出に係る領収書（以下「領収書」という。）を添えて、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書及び領収書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から14日以内に収支報告書及び領収書を提出しなければならない。
- 4 議長は、提出された収支報告書及び領収書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において支出した総額を控除して残余の額があるときは、当該残余の額を返還しなければならない。

- 2 議会の解散又は議員の任期が満了した場合は、政務活動費の交付を受けた会派は、交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派が解散の日又は任期満了の日までに支出した総額を控除して残余の額があるときは、当該残余の額を返還しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月13日条例第42号）

(施行日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の御殿場市議会政務調査費の交付に関する条例により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月18日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の御殿場市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の御殿場市議会政務調査費の交付に関する条例により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の御殿場市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の御殿場市議会政務活動費の交付に関する条例により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

政務活動費使途基準

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について市民に報告するためにはじめる経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請・陳情活動に要する経費
会議費	会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会その他の各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費